

平成 17 年 5 月 22 日

青森県知事  
三村 申吾 殿

全国交通事故遺族の会  
会長 井手 渉

## 「酒気帯び運転 要綱見直し」に関する要望書

全国交通事故遺族の会は、交通事故で家族を失った遺族だけで構成される、日本で唯一の交通事故遺族の全国的組織です。いかなる団体とも関係を持たず会員の会費のみで運営している自助団体です。

4月4日付けの毎日新聞の報道によりますと、青森県は「職員の酒気帯び運転は原則懲戒免職」とする要綱を見直して、処分を軽くする方針とありました。

東名高速での飲酒運転によるトラック追突事故を契機として「危険運転致死傷罪」が制定され、同時に飲酒運転の罰則も強化されました。その結果交通事故による死者数が大幅に減ったことはご高承のとおりであります。

現在、飲酒運転に対する国民の意識は不十分であるものの以前に比較して高まって来ております。また全国の自治体においても千葉県を始めとして職員の飲酒運転に対する罰則は懲戒免職など厳しい対応となっており、罰則強化の方向に進んでおります。

当会と致しましては、いたずらに罰則を厳しくすることを望むものではありません。しかしながら、「危険運転致死傷罪」施行により死亡事故が大幅低減したように、現状では罰則の強化が結果として飲酒運転などの抑止効果があることも否定できません。

自動車は現在の社会においては必要不可欠ですが、一方では運転する人の心がけ一つで走る凶器にもなります。運転者は責任と自覚をもって細心の注意を払う義務があります。飲酒運転などは全くの論外です。

交通事故による死者数は幸いにも大幅に減少致しましたが、事故件数は増加の一途を辿っております。交通事故による社会損失は莫大であり、ほとんどの事故は運転者のほんの少しの注意で防止出来ます。

青森県は現在、他県の模範となるような要綱を設けて職員の皆様に対し日常から飲酒運転は勿論交通事故に対する啓蒙活動を行っておられると存じます。

万一飲酒運転をした職員がいた場合には懲戒免職とする現在の要綱を堅持され、速度超過など道路交通法の順法精神に違反した職員には、公務員たる責務上断固として何らかの罰則を加えるよう強く要望致します。

以上